

使用料・手数料の見直し内容

1. 定義等

- ・令和元年9月に「国立市使用料・手数料の見直しに関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定。基本方針に基づき、令和2年4月に使用料・手数料の見直しを行った。今般の見直しについても基本方針に基づき、前回から4年後の令和6年4月以降の使用料・手数料の見直しを行うものである。
- ・原価計算の基となる数値は、原則として令和3年度決算額又は実績値を用いている。
- ・基本方針に基づき、見直し対象は、理論上の適正価格と現行の料金を比較し、20%以上の乖離が生じているものとする。
- ・「理論上の適正価格」とは、項目・区分ごとの原価に対して受益者負担割合を乗じた額をいう。
- ・「乖離率」とは、「(理論上の適正価格－現行料金) ÷ 現行料金 × 100」により算出した数値をいう。
- ・「差額」とは、「改定料金(案)－現行料金」の額をいう。

2. 改定を行う使用料

① 道路占用料<担当：道路交通課管理係>

見直しに当たっての考え方					
<ul style="list-style-type: none"> ・原価計算によらず、料金を設定する（対象外②）。*1 ・東京都道路占用料等徴収条例に規定する区部の料金を標準として改定する（激変緩和措置終了）。 ・表中、Aは近傍類似の土地の時価を表す。 					
項目名	区分等	都道占用料 (区部)(円)	現行料金(円)	改定料金 (案)(円)	差額(円)
道路法第32条第1項 第1号に掲げる工作物 (電柱等)	第一種電柱	4,400	3,020	4,400	1,380
	第二種電柱	6,800	4,670	6,800	2,130
	第三種電柱	9,400	6,420	9,400	2,980
	第一種電話柱	3,250	2,090	3,250	1,160
	第二種電話柱	5,250	3,380	5,250	1,870
	第三種電話柱	7,240	4,660	7,240	2,580
	その他の柱類	300	300	300	—
	共架電線その他上空 に設ける線類	40	30	40	10
	地下電線その他地下 に設ける線類	20	20	20	—
	路上に設ける変圧器	3,000	2,200	3,000	800
	地下に設ける変圧器	2,000	1,480	2,000	520
	変圧塔その他これに類する もの及び公衆電話所	6,200	4,390	6,200	1,810

	広告塔	19,900	13,400	19,900	6,500
	その他のもの	6,200	6,200	6,200	—
道路法第 32 条第 1 項 第 2 号に掲げる物件 (水管等)	外径が 0.07m 未満のもの	140	140	140	—
	外径が 0.07 m 以上 0.1m 未満のもの	200	170	200	30
	外径が 0.1 m 以上 0.15m 未満のもの	300	620	300	△320
	外径が 0.15 m 以上 0.2m 未満のもの	400	670	400	△270
	外径が 0.2m 以上 0.3 m 未満のもの	610	770	610	△160
	外径が 0.3m 以上 0.4 m 未満のもの	820	880	820	△60
	外径が 0.4m 以上 0.7 m 未満のもの	1,400	1,170	1,400	230
	外径が 0.7m 以上 1.0 m 未満のもの	2,000	1,470	2,000	530
	外径が 1.0m 以上の もの	4,000	2,930	4,000	1,070
道路法第 32 条第 1 項 第 3 号に掲げる施設	鉄軌道等	6,200	6,200	6,200	—
道路法第 32 条第 1 項 第 4 号に掲げる施設	歩廊・雪よけ等	5,990	5,990	5,990	—
道路法第 32 条第 1 項 第 6 号に掲げる施設 (露店・商品置場等)	祭礼、縁日等の際に一 時的に設けるもの	190	180	190	10
	商品置き場等	19,900	18,000	19,900	1,900
道路法施行令第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板(アーチ式である ものを除く。)	19,900	18,000	19,900	1,900
	標識	5,000	5,000	5,000	—
	旗ざお及び幕(祭礼、 縁日等用)	190	180	190	10
	旗ざお及び幕(その 他)	19,900	18,000	19,900	1,900

	アーチ式工作物(車道を横断するもの)	199,800	180,500	199,800	19,300
	アーチ式工作物(その他)	99,900	90,200	99,900	9,700
道路法施行令第7条第4号及び第5号に掲げる工事用施設等		19,900	18,000	19,900	1,900
道路法施行令第7条第12号に掲げる器具	自転車等駐車用器具	A×0.024	A×0.024	A×0.024	—

② 特定公共物占有料<担当：道路交通課管理係（道路）、環境政策課花と緑と水の係（水路）>

見直しに当たっての考え方					
<ul style="list-style-type: none"> ・原価計算によらず、料金を設定する（対象外②）。 ・東京都河川流水占有料等徴収条例に規定する市部の料金を標準として改定する。 ・下表の占有料は、特定公共物のうち現に流水している水路のみに適用し、その他の特定公共物に係る占有料は、道路占有料に準じる。 					
項目名	区分等	都河川占有料 (市部)(円)	現行料金(円)	改定料金 (案)(円)	差額(円)
第1種(橋りょう(居住用))		787	753	787	34
第2種(ガス供給管理設物等)		337	322	337	15
第3種(仮設小屋・工事用仮設等)		1,125	1,075	1,125	50
第4種(橋りょう(居住用以外))		1,125	1,075	1,125	50
第5種(電柱・鉄塔)		1,125	1,075	1,125	50
第6種(電線等架空線)		562	537	562	25
第7種(その他)		1,125	1,075	1,125	50

③ 総合体育館使用料（貸切）【受益者負担割合：プール 75%、その他 50%】

<担当：生涯学習課社会体育係>

見直しに当たっての考え方						
<ul style="list-style-type: none"> ・原価計算の結果に基づき乖離率が著しい「体育室」について、他市平均を勘案し市内料金を改定する。 ・市外料金は、現行の割合（市内料金の 1.5 倍）を維持して改定する。 						
1 年間の施設運営・維持管理に係る費用（原価）						
人件費（円）		物件費等（円）		減価償却費（円）		原価合計（円）
19,013,473		135,455,846		31,659,574		186,128,893
項目名	区分等	理論上の適 正価格(円)	現行料金 (円)	乖離率 (20%以上網掛)	改定料金 (円)	差額(円)
第一体育室 (全面・市内)	午前（9 時～12 時）	20,606	5,200	296%	5,600	400
	午後 1（12 時～15 時）	20,606	5,200	296%	5,600	400
	午後 2（15 時～18 時）	20,606	5,200	296%	5,600	400
	夜間 1（18 時～21 時）	20,606	7,000	194%	7,600	600
	夜間 2（21 時～22 時）	6,869	2,200	212%	2,400	200
第二体育室 (全面・市内)	午前（9 時～12 時）	7,751	2,200	252%	2,400	200
	午後 1（12 時～15 時）	7,751	2,200	252%	2,400	200
	午後 2（15 時～18 時）	7,751	2,200	252%	2,400	200
	夜間 1（18 時～21 時）	7,751	2,700	187%	2,800	100
	夜間 2（21 時～22 時）	2,584	900	187%	1,000	100
第三体育室 (全面・市内)	午前（9 時～12 時）	5,414	1,700	218%	1,800	100
	午後 1（12 時～15 時）	5,414	1,700	218%	1,800	100
	午後 2（15 時～18 時）	5,414	1,700	218%	1,800	100
	夜間 1（18 時～21 時）	5,414	2,200	146%	2,400	200
	夜間 2（21 時～22 時）	1,805	700	158%	800	100
室内プール (1 コース・市内)	2 時間	4,004	2,800	43%	2,800	—
会議室（市内）	1 時間	636	300	112%	300	—
ステージ (市内)	午前（9 時～12 時）	2,492	1,600	56%	1,600	—
	午後 1（12 時～15 時）	2,492	1,600	56%	1,600	—
	午後 2（15 時～18 時）	2,492	1,600	56%	1,600	—
	夜間 1（18 時～21 時）	2,492	1,600	56%	1,600	—
放送設備 (市内)	第一体育室使用 1 区分 につき	—	600	—	600	—
第一体育室	午前（9 時～12 時）	20,606	7,800	164%	8,400	600

(全面・市外)	午後 1 (12 時～15 時)	20,606	7,800	164%	8,400	600
	午後 2 (15 時～18 時)	20,606	7,800	164%	8,400	600
	夜間 1 (18 時～21 時)	20,606	10,500	96%	11,400	900
	夜間 2 (21 時～22 時)	6,869	3,300	108%	3,600	300
第二体育室 (全面・市外)	午前 (9 時～12 時)	7,751	3,300	135%	3,600	300
	午後 1 (12 時～15 時)	7,751	3,300	135%	3,600	300
	午後 2 (15 時～18 時)	7,751	3,300	135%	3,600	300
	夜間 1 (18 時～21 時)	7,751	4,000	94%	4,200	200
	夜間 2 (21 時～22 時)	2,584	1,300	99%	1,500	200
第三体育室 (全面・市外)	午前 (9 時～12 時)	5,414	2,500	117%	2,700	200
	午後 1 (12 時～15 時)	5,414	2,500	117%	2,700	200
	午後 2 (15 時～18 時)	5,414	2,500	117%	2,700	200
	夜間 1 (18 時～21 時)	5,414	3,300	64%	3,600	300
	夜間 2 (21 時～22 時)	1,805	1,000	81%	1,200	200
室内プール (1 コース・市外)	2 時間	4,004	4,200	△5%	4,200	—
会議室 (市外)	1 時間	636	450	41%	450	—
ステージ (市外)	午前 (9 時～12 時)	2,492	2,400	4%	2,400	—
	午後 1 (12 時～15 時)	2,492	2,400	4%	2,400	—
	午後 2 (15 時～18 時)	2,492	2,400	4%	2,400	—
	夜間 1 (18 時～21 時)	2,492	2,400	4%	2,400	—
放送設備 (市外)	第一体育室使用 1 区分 につき	—	900	—	900	—

3. 改定を行う手数料

① ごみ処理等手数料【受益者負担割合：家庭ごみ処理 30%、その他 100%】<担当：ごみ減量課清掃係>

見直しに当たっての考え方						
<ul style="list-style-type: none"> ・原価計算の結果に基づき乖離率が著しい「し尿雑排水等処理手数料（家庭系）」について、近隣市との均衡を考慮の上、改定する。 ・粗大ごみ処理手数料並びに有料処理袋に係る事業系ごみ及び家庭ごみ処理手数料については、近隣市との均衡、排出抑制の視点等を総合的に勘案し、料金は改定しない。 						
サービス提供 1 件あたりの費用（原価）						
	人件費（円）	物件費等（円）	減価償却費（円）	原価合計（円）		
家庭ごみ処理（可燃ごみ）	0.2	48.4	6.4	55.0		
家庭ごみ処理（不燃ごみ）	2.5	72.6	6.3	81.4		
家庭ごみ処理（容器包装プラスチック）	2.5	100.5	6.3	109.3		
事業系ごみ処理（有料処理袋）（可燃・不燃ごみ）	0.8	58.0	6.4	65.2		
事業系ごみ処理（有料処理袋）（資源ごみ）	0	59.3	0	59.3		
臨時収集ごみ処理・事業系ごみ処理	3.8	42.6	6.4	52.8		
直接搬入ごみ処理（多摩川衛生組合）	0.2	29.8	6.4	36.4		
直接搬入ごみ処理（環境センター）・粗大ごみ処理（持込）	2.5	42.1	6.3	50.9		
粗大ごみ処理（収集）	2.6	54.7	0	57.3		
し尿雑排水等処理（事業系）（1L 当たり）	3.7	24.4	0	28.1		
し尿雑排水等処理（家庭系）（1 回当たり）	950	6,367	0	7,317		
動物死体処理	322	4,669	0	4,991		
項目名	区分等	理論上の適正価格(円)	現行料金(円)	乖離率 (20%以上網掛)	改定料金 (案)(円)	差額(円)
家庭ごみ処理手数料	可燃ごみ	16.5/kg	2/L (換算) 10.52/kg	57%	2/L (換算) 10.52/kg	—
	不燃ごみ	24.4/kg	2/L (換算) 10.52/kg	132%	2/L (換算) 10.52/kg	—
	容器包装 プラスチック	32.8/kg	1/L (換算) 37.5/kg	△13%	1/L (換算) 37.5/kg	—

事業系ごみ処理 手数料	可燃・不燃ごみ (有料処理袋)	65.2/kg	6.2/L (基準) 40/kg	63%	6.2/L (基準) 40/kg	—
	資源ごみ (有料処理袋)	59.3/kg	2/L (基準) 40/kg	48%	2/L (基準) 40/kg	—
臨時収集ごみ処理手 数料		52.8	55	△4%	55	—
直接搬入等ごみ処理 手数料	多摩川衛生組合	36.4	42	△13%	42	—
	環境センター	50.9	45	13%	45	—
粗大ごみ処理手数料		57.3	40	43%	40	—
	環境センター持込	50.9	30	70%	30	—
し尿雑排水等処理手 数料	事業系	28.1	25	12%	25	—
	家庭系	7,317	1,500	388%	2,000	500
動物死体処理手数料		4,991	4,500	11%	4,500	—

*1 対象外②：基本方針 4 ページに記載の、原価計算によらず料金の設定を行うとした使用料・手数料の分類を示す。